

2012年1月5日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

公開草案「投資企業」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が公表した公開草案「投資企業」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

質問1

支配している企業を連結するのではなく、それらを純損益を通じて公正価値で測定すべき性質上、一般に投資企業として考えられている種類の企業があることに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

同意する。

(理由)

- 一般に投資企業として考えられている種類の企業は、投資先の事業をグループの事業として行うことを目的としたものではなく、一定期間における資本増価、投資収益を得ることを目的として、その投資先の持分に投資している。投資企業の財務諸表の利用者は、投資企業への投資を行うに当たって、投資先の資産および負債の利用状況よりも、投資先の公正価値をより重要な基準として意思決定を行うと考えられる。したがって、その投資目的、実態を反映した投資企業の財政状態、経営成績を表すためには、投資先を連結するのではなく、純損益を通じて公正価値で測定することが、投資企業に関する意思決定に最も有用であると考えられる。

質問 2

支配している企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定することを要求すべき企業を識別するため、この公開草案における要件は適切であることに同意するか。同意しない場合、どのような代替的な要件を提案するか、また、それらの要件のほうに適切であるという理由は何か。

(回答骨子)

要件のうち、「投資活動の性質」および「資金のプール」については、同意しない。

(理由)

[投資活動の性質]

- ・ 「投資活動の性質」の要件において、「唯一の実質的な活動(only substantive activities)」が投資活動であることや、「複数の投資(multiple investments)」を行うことが求められているが、これらは投資の目的を裏付ける特徴のひとつに過ぎず、一般的な投資企業の典型がそうであるからといって、必須の要件とすることは適切ではないと考える。この要件により、適用される企業が限定された結果、本来、公正価値で測定することが有用であると考えられる、資本増価、投資収益を得ることを目的とした投資を行う企業が、投資先を連結することになり、企業の経済実態を適切に財務諸表に反映できなくなるおそれがある。
- ・ 財務諸表利用者に対して最も有用な情報を提供するためには、「主要な活動(primary business)」が投資活動であれば足り、「単一の投資」であっても、公正価値で測定すべきである。ここで、「唯一の実質的な活動」を「主要な活動」に変更し、かつ、「複数の投資」を「投資」に変更しても、投資企業の実態を適切に考慮することで、BC 第 12 項の審議会の懸念を払拭することは可能であると考ええる。

[資金のプール]

- ・ 複数の関連のない投資家が存在することは、投資企業の典型的な特徴を表すものではあるが、それをもって、必須の要件とすることは適切ではないと考える。
- ・ 企業グループはビジネスのひとつとして、資本増価、投資収益を得ることを目的として投資を行うベンチャー・キャピタル企業を子会社として有していることがある。企業グループの意思決定においては、投資先を公正価値で測定することが不可欠であり、かつ、有用であると考ええる。そのため、単一の投資家の場合に、投資企業の要件を満たさないとすると、企業グループのビジネスを制限することになるとともに、投資先を連結することで、企業グループの経済実態を適切に財務諸表に反映できなくなる恐れがある。
- ・ 仮に、重要な所有持分を有する外部投資家がいたとしても、投資企業のほとんどすべてを所有する親会社が、投資企業の規定を利用して、一部の投資についてオフバランスの会計処理を実現することは可能であり、BC 第 16 項の審議会の懸念を完全には払拭できないものと考ええる。

- ・ 親会社が投資企業を濫用するという BC 第 16 項の審議会の懸念に対しては、投資企業の要件として「資金のプール」を設定するのではなく、投資企業が行う個々の投資について、以下の 3 つの要件を設けることで、払拭することが可能だと考える。

① 投資企業が属する企業グループと投資先との間で、営業取引として行っている投資または融資以外の取引がほとんどないこと。

(要件として提案する理由)

投資企業でない親会社が、子会社である投資企業が支配している投資先との間で、投資以外の営業取引を行っている場合、本来、連結財務諸表上は内部取引として相殺消去される。しかし、投資企業の規定により投資先を公正価値で測定することになると、このような営業取引が相殺消去されなくなり、売上の過大表示など企業グループの実態を正確に反映できなくなるおそれがある。このような懸念は、個々の投資に対して、提案する要件を満たしているかどうかを判断することで、払拭できるものと考ええる。

② 投資先は、投資企業が属する企業グループの事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと。

(要件として提案する理由)

投資企業でない親会社が、自己の事業を投資先を通じて行う場合、支配している投資先を連結することが、投資家にとって最も有用であると考えられる。提案する要件を設けることにより、このような場合に投資企業の規定を適用できないようにすることで、投資先を公正価値で測定することを排除できると考える。

③ 投資企業が属する企業グループと投資先との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと。

(要件として提案する理由)

投資企業でない親会社と投資先との間で、投資以外のグループの事業に関してシナジー効果や連携関係がある場合には、純粋な投資活動ではないため、投資先を連結することが投資家にとって最も有用であると考えられる。提案する要件を設けることで、このような場合に投資企業の規定を適用できないようにすることで、投資先を公正価値で測定することを排除できると考える。

- ・ ただし、本要件（「資金のプール」）が削除されない場合、「親会社に関連せず、集団で当該企業に対する重要な所有持分を有する投資家がいる」とあるところの「**関連せず**」とは IAS 第 24 号「**関連当事者についての開示**」で規定されている「**関連当事者**」に該当しない場合をいうのか明確にしていきたい。また、「**重要な所有持分を有する**」とはどの程度の影響力を有する場合をいうのか、一定のガイドラインを設けることを検討していきたい。

質問 3

企業は、次に関連するサービスを提供している（又は提供する企業への投資を保有している）場合でも、投資企業としての要件を満たすのに適格となるべきか。

- (a) 企業自身の投資活動
- (b) 報告企業以外の企業の投資活動

その理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

同意する。

(理由)

- ・ (a)について、投資企業が自らの投資活動に関連するサービスを提供している場合には、投資企業の要件である投資活動を行っていることとなるため、当然に適格となるべきである。
- ・ (b)について、投資企業が自らの投資活動ではなく、他の企業の投資活動に関連するサービスを提供している場合には、資本増価や投資収益を目的とした活動ではなく、当該サービスを提供することに伴って得られる報酬を目的とする活動であると考えられる。そのため、このようなサービスを事業として行う企業は、投資企業として扱うべきではないと考える。ただし、質問 2 でコメントしている「投資活動の性質」の要件を「主要な活動」とする場合には、このようなサービスが「主要な活動」でない限り、投資企業として扱うべきと考える。

質問 4

(a) ファンド・マネージャーとの関連のない単一の投資家がいる企業は、投資企業としての要件を満たすのに適格となるべきか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(b) 適格となる場合、この要件を満たすことになるべきと考える構造又は事例、及び BC16 項で当審議会が提起した懸念にどのように対処することを提案するかを記述されたい。

(回答骨子)

(a) 適格となるべきである。そのため、本公開草案に同意しない。

(b) 要件を満たすことになるべきと考える構造または事例および対処法は、質問 2 への回答を参照。

(理由)

- ・ 投資企業の投資先を公正価値で測定するという本公開草案の提案は、投資企業の投資家が投資先を公正価値で評価することがその目的に合致しており有用であることを理由としている。そのため、この提案の趣旨に鑑みると、投資家が単一か複数かということは別の議論であり、投資家が単一であることをもって、投資企業の要件に該当しないと結論付けることは適切ではないと考える。

質問 5

投資不動産を保有している投資企業には、IAS 第 40 号の公正価値モデルの適用を要求すべきであることに同意するか。また、本公開草案で提起されているその他の測定ガイダンスは、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号「金融商品：分類及び測定」に定められている金融資産のみに適用する必要があるということに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

同意する。

(理由)

- ・ IAS 第 40 号では、投資不動産の測定方法として公正価値と取得原価のいずれかを選択することが可能となっている。投資企業においては、その投資先は公正価値で測定することが投資家にとって有用であるため、公正価値測定のみを認める本公開草案の提案に同意する。
- ・ 投資企業は、投資不動産または金融資産（あるいはその両方）のみに投資することがほとんどであると思われるため、その他の測定ガイダンスについては、IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号に定められている金融資産のみに適用することで問題ないとする。

質問 6

投資企業の親会社で自らは投資企業ではない企業が、投資企業である子会社を通じて保有している企業を含めて、支配しているすべての企業の連結を要求することに同意するか。同意しない場合、当審議会の懸念にどのように対処することを提案するか。

(回答骨子)

同意しない。

(理由)

- ・ 投資企業でない親会社の投資家にとっても、投資企業である子会社を通じて保有している投資先を公正価値で測定することは、有用である。したがって、親会社の連結財務諸表においても、子会社である投資企業における会計処理を維持すべきであるとする。
- ・ BC 第 6 項で「投資企業の支配している企業に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定する方が有用な情報となる」と国際会計基準審議会 (IASB) は結論づけているが、本提案は、その結論とも整合しない。
- ・ 審議会では、「ほとんどの場合、投資企業には投資企業でない親会社はない」としているが、必ずしもそうではない。実際に、日本の金融機関においては、ビジネスのひとつとして、資本増価、投資収益を得ることを目的として投資を行うベンチャー・キャピタル企業を子会社として有していることが一般的にある。仮にこれらのベンチャー・キャピタル企業が投資企業の要件を満たす場合でも、親会社である金融機関は投資企業の要件を満たさない。このような状況下、同一の経済実態である投資企業の投資について、投資企業自身と投資企業の親会社に、異なる

る会計処理の適用を求めることは、一貫性がなく、財務諸表利用者の合理的な意思決定を妨げるおそれがある。

- 一方で、投資企業でない親会社の連結財務諸表において、投資企業の会計処理の濫用が懸念される状況については、例外規定を設け、排除すべきであると考え。例えば、投資企業でない親会社が投資企業である子会社の投資先に株式を発行した場合に、間接的に有する投資先を連結しないことにより、親会社自身の株式を公正価値で評価することになってしまうという BC 第 20 項の懸念に対しては、このような場合（投資企業でない親会社が投資企業である子会社の投資先に対して株式を発行した場合）については、投資企業の会計処理を認めないという例外規定を設けることで、懸念を払拭できるものと考え。

質問 7

- (a) 投資企業に対して、追加的な特有の開示要求を含めるのではなく、この開示目的を用いることが適切であるとするに同意するか。
- (b) 開示目的を満たし得る情報に関する適用指針案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、それに代えてどのような提案をするか。

(回答骨子)

- (a) 財務諸表の利用者が評価できるような情報を提供するという開示目的には同意する。
- (b) 必要な開示のみに限定すべきである。

(理由)

- 本公開草案で提案されている開示目的には同意するが、適用指針案にある事項のすべてが投資家にとって有用であるとは考えない。これらの適用指針案は必要な開示のみに限定すべきである。また、特定の投資については、公正価値で測定することがより有用であるとする考え方からは、IFRS 第 12 号「他の事業体に対する持分の開示」の開示を常に求めるのではなく、投資家にとって有用かつ必要となる開示のみを特定し、投資企業に特有の開示として示すことが望ましいと考える。

質問 8

本提案を将来に向かって適用すること及び関連する経過措置の提案に同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。同意しない場合、それに代えてどのような経過措置を提案するか。その理由は何か。

(回答骨子)

同意する。

(理由)

- 遡及適用は、過去に遡って公正価値を測定することになるため、その実行可能性や恣意性の排除に問題があり、実務上非常に困難である。そのため、本公開草案の提案に同意する。

質問 9

- (a) 強制的な測定の特例を、本公開草案で定義している投資企業のみ適用するものとするように IAS 第 28 号を修正することに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。
- (b) 代替案として、本公開草案で定義している投資企業に対して測定の特例を強制し、その他のベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）に対しては当該特例を任意とするように IAS 第 28 号を修正することに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

(a) 同意しない。

(b) 同意する。

(理由)

- ・ 投資企業においては、投資先の測定方法として、持分法よりも公正価値の方が、財務諸表利用者にとって有用であるため、測定方法を公正価値のみとすることには同意する。
- ・ しかしながら、(a)の提案によると、投資企業に該当しない「ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストまたは類似の企業（以下 VC 等）」は持分法の適用が強制されることになる。VC 等の目的からは投資企業と同様に公正価値で測定することが、投資家にとって有用であり、公正価値測定の選択肢を排除すべきではないと考える。
- ・ なお、IAS 第 28 号については、「重要な影響力の定義」、「重要な影響力のある投資へ持分法を適用することが妥当なのか」、「持分法による会計処理は連結の簡易処理なのか」といった様々な議論があり、先般の IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の公表に際しても、平仄をとって改定をしておらず、今後別途 IASB で包括的な検討を行う必要があるものと考えている。つまり、IAS 第 28 号の改訂は、本公開草案により行われるべきものではなく、関連会社の会計処理の包括的な検討の枠組みの中で行われるべきである。したがって、IFRS 第 10 号の例外規定の提案にとどめ、IAS 第 28 号で認められている特例は残すべきである。

以 上